第六条第十九号ロ中「マイクロクローン」を「マイクロクーロン」に改める。

第六条第十九号ハを次のように改める。

ハ　削除

第六条第十九号ニ中「（シリル化したレジストを含む。）」を削り、第七条第三号ル中「（五の五）」を「（五の四）」に改め、第八条第一号中「監視用の方向探知機」の下に「、無線通信傍受装置」を、「通信妨害装置」の下に「無線通信傍受装置若しくは通信妨害装置の作動を監視する装置又は」を加え、「又は無線通信傍受装置」を削り、同条第五号の三を次のように改める。

五の三　無線通信傍受装置若しくは通信妨害装置若しくはこれらの作動を監視する装置であって、次のいずれかに該当するもの又はこれらの部分品

イ　無線通信により送信される音声又はデータを抽出するように設計された無線通信傍受装置

ロ　無線通信により送信される移動体通信機器又は加入者を特定するために必要な識別情報、制御信号、他のメタデータを抽出するように設計された無線通信傍受装置

ハ　移動体通信に意図的かつ選択的に干渉し、若しくはこれを意図的かつ選択的に阻害し、途絶させ、減退させ、若しくは誘引するように設計した通信妨害装置のうち、次のいずれかに該当するもの

（一）　無線アクセスネットワークの機能を装うもの

（二）　使用されている移動体通信プロトコルを探知し、かつ、これを利用するもの

（三）　使用されている移動体通信プロトコルを利用するもの（（二）に該当するものを除く。）

ニ　イからハまでのいずれかに該当する装置の作動を監視するために設計された装置

第八条第五号の五を削り、同条第六号中「、試験装置若しくは修理用の装置」を「若しくは試験装置」に改め、同条第七号中「第五号の五」を「第五号の四」に、「、試験装置若しくは修理用の装置」を「若しくは試験装置」に改め、同条第九号イ中「又はデジタル署名」を「、デジタル署名又は複製することを防止されたプログラムの実行」に改め、同号カ中「又は」を「若しくは」に改め、「限定されているもの」の下に「又は八以上のデバイスに相互接続することができないものであって、当該暗号標準に係る暗号機能を使用して通信を行うことができる範囲が一〇〇メートルを超えない範囲に限定されているもの」を加え、第九条第一号イ（一）2中「一及び二」を「いずれか」に改め、同号イ（一）2の一中「したもの」の下に「であって、走査効率が三、八〇〇を超えるもの」を加え、同号イ（一）2の二を次のように改める。

二　次のイからニまでの全てに該当するもの（一に該当するものを除く。）

イ　一〇〇メートルを超える水深で作動するように設計又は改造したもの

ロ　垂直方向から二〇度を超える角度での測定ができるように設計したもの

ハ　動作周波数が三五〇キロヘルツ未満のもの又はセンサーから二〇〇メートルを超える海底の地形を測定することができるように設計したもの

ニ　次の（一）から（三）までの全てについて自動的に補正を行い、測深の精度を向上させるもの

（一）　センサーの動作

（二）　走査に用いる音波の状態

（三）　センサーが感知する音波の速度

第九条第一号イ（一）3中「及び二」を「から三までの全て」に改め、同号イ（一）3の二中「進行方向の分解能及び進行方向に直交する方向の分解能がともに」を「進行方向の分解能が」に改め、「状態で」の下に「作動することができる最大レンジで」を加え、「五七〇平方メートル毎秒」を「一秒あたり五七〇平方メートル」に改め、同号イ（一）3に次のように加える。

三　進行方向に直交する方向の分解能が一五センチメートル未満のもの

第九条第十号イ（二）及び（三）中「五二〇ナノメートル」を「五一〇ナノメートル」に改め、同号イ（六）1中「次のいずれかに該当する」を「定格出力が二〇〇ワットを超える」に改め、同号イ（六）1の一及び二を削り、同号ロ（二）及び（三）中「五二〇ナノメートル」を「五一〇ナノメートル」に改め、同号ニ（六）中「ネオジムガラスレーザー発振器（連続してパルスを発振するものを除く。）」を「非繰返しパルスを発振するネオジムガラスレーザー発振器」に改め、同条第十六号ニ中「固体の」を削り、「電気光学材料」の下に「又は非線形光学材料」を加え、同号ニに次のように加える。

（四）　リン化亜鉛ゲルマニウム

（五）　セレン化ガリウム

第九条第十六号ホ中「（一）及び（二）」を「いずれか」に改め、「するもの」の下に「（ニに該当するものを除く。）」を加え、同号ホ（一）中「三次の」を「動的な三次の非線形」に改め、「以上」の下に「であって、応答時間が一ミリ秒未満」を加え、同号ホ（二）を次のように改める。

（二）　メートル毎ボルトで表した二次の非線形感受率が一兆分の三三以上のもの

第九条第十六号リ中「次のいずれかに該当するもの」を「チタンを添加したサファイア」に改め、同号リ（一）及び（二）を削る。

第十条第一号イ（二）1中「〇・〇四九〇五メートル」を「〇・〇一二六二五メートル」に改め、同号イ（二）2中「〇・二五パーセント」を「〇・一二五パーセント」に改め、第十四条第五号の二を次のように改める。

五の二　簡易爆発装置を妨害する装置又はその附属装置であって、次のいずれかに該当するもの

イ　簡易爆発装置を事前に爆発させ、又はその爆発を防止するように設計した無線送信装置（第八条第五号の三に該当するものを除く。）

ロ　イに掲げる装置と共に使用され、当該装置と同じ周波数の無線回線の維持が可能となるように設計した技術を用いた装置

第十四条の二を削り、第十五条第一項第二号中「第一条」の下に「第八号ロ、」を加える。

第十五条第一項に次の二号を加える。

六　周波数変換器（第一条第八号ロに該当するものを除く。）の性能の特性を拡張し、又は機能を解除することにより、同号ロに該当するように設計したプログラム又は暗号鍵若しくは暗号コードを拡張し、又は解放するために設計したプログラム

七　第一条第八号ロに該当する周波数変換器の性能の特性を拡張し、又は解放するために設計したプログラム

第十八条第一項第一号イ中「ときの」を「場合に、いずれか一軸以上の」に、「〇・〇〇三六ミリメートル」を「〇・〇〇三ミリメートル」に改め、同号ロ（一）中「ときの」を「場合に、いずれか一軸以上の」に、「〇・〇〇三六ミリメートル」を「〇・〇〇三ミリメートル」に改め、同号ロ（二）中「輪郭制御をすることができる軸数が五以上の」を「第五条第二号ロ（二）1から3までのいずれかに該当する」に、「ときの」を「場合に、いずれか一軸以上の」に、「〇・〇〇三六ミリメートル」を「〇・〇〇三ミリメートル」に改め、同条第二項中「第五条に該当するものを使用するために設計したプログラム又はそのプログラムの設計に必要な技術（プログラムを除く。）」を「次のいずれかに該当するもの」に改め、同項に次の各号を加える。

一　第五条第一号ハ、第二号、第三号又は第五号から第十一号までのいずれかに該当するものを使用するために設計したプログラム

二　第五条第四号に該当するものを操作するために設計又は改造したプログラムであって、工作物を任意の形状に加工するために光学設計、工作物の寸法及び材料除去機能を数値制御コマンドに変換するもの

三　前二号に掲げるプログラムの設計に必要な技術（プログラムを除く。）

第十八条第三項第五号中「もの」を「非電子的基板用コーティング技術」に改め、「技術」を「もの」に改める。

第十九条第二項中「イからへまでのいずれか又はチ」を「イからへまで又はヌのいずれか」に改める。